

第24回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和7年6月19日（木） 午後3時00分

会津坂下町役場本庁舎3階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第24回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月19日(木) 午後3時00分～3時30分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員(10人)・出席推進委員(6名)

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆
5番 渡辺 清栄	6番 木村 行男
7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美
9番 五十嵐 智子	10番 二瓶 義典
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	川西地区 齋藤 文範
八幡地区 桑原 博之	高寺地区 藤川 将仁
- 4 欠席委員・推進委員(1人)
広瀬地区 橋本 善和
- 5 遅刻委員(0人)
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第4 議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第80号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第81号 会津坂下町農地利用集積等促進計画(案)について
議案第82号 農用地買入協議に係る要請について
- 7 農業委員会事務局職員
事務局長 渡部 聡 事務局次長 佐藤 良二郎
農地管理係長 荒井 貴史 係員 大場 智鶴
- 8 会議の概要

議長	<p>本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は10名です。定足数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、広瀬地区 橋本推進委員より欠席の届出があり6名です。それでは、第24回農業委員会総会を開会いたします。まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、議案第76号の農地法第3条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第77号の農地法第5条の1号、2号案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。3号の営農型太陽光発電設備用地の許可更新については、5月26日に開催された常設審議会を経て翌5月27日に県に進達し、許可される見込みとなっており、許可が下り次第、申請者に対し許可書を交付する予定です。次に議案第78号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)の一括方式、再転貸、所有権移転の各案件については、会津坂下町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。以上、報告します。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。</p>
議長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員として、6番 木村委員、7番 渡部委員の2名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第24回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>

	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。 議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1件ごとに行います。</p>
議長	<p>報告第 23 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読) 説明に移ります。1号は公社と借受者の解約であり、本日の議案第 81 号でご審議いただきますが、当該農地は再転貸で他の担い手が受けることとなります。 2号及び3号は公社と借受者の解約であり、本日の議案第 81 号でご審議いただきますが、当該農地は再転貸でこれまでの借受者が営む法人へ再転貸することとなります。</p>
議長	<p>事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。</p>
議長	<p>日程第 4 議案第 79 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読) 説明に移ります。1号案件は、当該申請地が狭小であり、当該申請地単体で耕作するには非効率であることから、隣接地を所有し耕作している譲受人へ所有権移転するものです。 2号案件は、譲渡人の空き家を購入した譲受人が、その付属農地を取得するものです。譲受人は、今後家庭菜園として活用していく予定です。 3号案件は、譲渡人は町外在住で管理が難しい状況であることから、隣接地を所有し耕作している譲受人へ所有権移転するものです。</p>

議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
川西地区 齋藤推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。譲受人へ6月18日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	申請者に議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございますか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に2号案件について、事務局に調査報告を求めます。
事務局	申請者の代理人を務める行政書士に議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございますか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。

	<p>2号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
3番 渡部委員	<p>議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>申請者に議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。</p>
議長	<p>質疑に入ります。3号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>3号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>議案第80号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読)</p> <p>説明に移ります。申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、</p>

	<p>土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>1号案件は、譲受人は不動産業を営んでおり、商店街や学校、駅等に近い申請地を若い家族世帯向けの宅地分譲用地として転用するものです。</p> <p>農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は用途区域内にある農地であり第3種農地です。</p> <p>一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を宅地分譲用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、隣接地に農地もなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。</p> <p>2号案件は、譲受人は不動産業を営んでおり、商店街や学校、駅等に近い申請地を若い家族世帯向けの宅地分譲用地として転用するものです。</p> <p>農地転用許可基準の立地基準は、当該申請地は用途区域内にある農地であり第3種農地です。</p> <p>一般基準は、資力については全額借入金で賄い、申請地を宅地分譲用地にすることに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透となっており、隣接地に農地もなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。</p>
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
7番 渡部委員	1号案件について調査の結果を報告します。6月13日に事務局と共に現地を確認し、周辺に農地はなく、転用することに問題ないことを確認しました。
議長	<p>質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>1号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手</p>

	を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
7番 渡部委員	2号案件について調査の結果を報告します。6月13日に事務局と共に現地を確認し、近隣に農地はなく、転用することに問題ないことを報告します。
議長	質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございませんか。
	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第81号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」 を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。1号は公社が金上地区の田 20,326 m ² を借入れ、2号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。なお、当該農地はこれまでJAの円滑化事業で契約されていたものであり、契約期間満了に伴い中間管理機構での契約となったものです。

	<p>次に3号は公社が広瀬地区の田9,621㎡を借入れ、4号の湯川村の認定農業者へ集積します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による相対での契約期間満了に伴い中間管理機構での契約となったものです。</p>
議長	<p>一括方式1号案件2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
金上地区 齋藤推進委員	<p>2号の借手へ6月16日に電話にて設定面積、期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1号の貸手について設定面積、期間、賃借料について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。1号案件2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件2号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、1号案件2号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に3号案件4号案件について事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3号の貸手、4号の借手について設定面積、期間、賃借料について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>

議長	<p>質疑に入ります。3号案件4号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>3号案件4号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、3号案件4号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に再転貸1号案件から4号案件について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>本件は、これまでの農業委員会総会の報告で、公社と借受者間との契約を合意解約した農地で、新たな借受者に再転貸するものであり、県知事が作成する農用地利用集積等促進計画の案として、会津坂下町長から提案され、農業委員会に意見を求められた案件です。</p> <p>求められている意見の内容は、農地の全てを効率的に利用し耕作を行い、必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかです。</p> <p>1号は喜多方市の認定農業者である法人が川西地区の田27,250㎡を受けるとなり、2号は川西地区の認定農業者が川西地区の田3,566㎡を受けるとなります。</p> <p>3号及び4号は本日の報告第23号で解約された農地です。</p> <p>3号は法人化に伴う再転貸です。</p> <p>4号の借手は認定新規就農者であり、当該農地でアスパラを作付けする予定となっております。</p>
議長	<p>質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に2号案件について、ご質問ご意見はございませんか。
10番 二瓶委員	別紙（参考資料）では、水利費を含んだ賃借料かどうかわからないが、大丈夫か。
議長	事務局に説明を求めます。
事務局	紙面の都合上、水利費について載せることができなかった。
10番 二瓶委員	後日で構わないので、水利費について示してほしい。
事務局	承知しました。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に3号案件について、ご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。

議長	<p>3号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p> <p>挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に4号案件について、ご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>4号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、4号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>議案第82号「農用地買入協議にかかる要請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>本件は、去る6月10日に農用地利用調整会議を開催しましたが、申出人の希望価格と農業委員会のおっせん価格の不一致により、調整が整わなかった案件の内容です。</p> <p>しかしながら当該農地は、農振農用地であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者に集積すべき農地であることから、公社による買入れが特に必要と認められるため、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、買入協議の要請を会津坂下町長に行うものです。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません。】</p>

議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について会津坂下町長に対し、買入協議の要請をすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《 挙手全員 》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件については、会津坂下町長に対し、買入協議の要請をすることに決しました。</p>
議長	<p>以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 24 回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。</p>

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和7年6月19日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員